

■「大阪におけるデジタル改革推進にかかる調査検討業務」に関する質問回答書

No	該当資料名	質問内容	回答
1	<p>公募要領 4 応募の手続き (2) 応募書類 オ 共同企業体で参加の場合</p>	<p>委任状および使用印鑑届は共同企業体で参加の場合のみ必要な認識で相違ないでしょうか。 例えば、東京に本社があり、大阪に事業所がある場合であって、実働が大阪事業所になる場合も必要か。</p>	<p>お見込みのとおりです。委任状および使用印鑑届は、共同企業体で参加の場合のみ必要になります。 例の場合、本社と事業所が別の法人格を有するような特別な場合に限り必要となりますが、同一法人格における本社と事業所ないし支社といった関係の場合は、共同企業体には当たらないため、不要です。</p>
2	<p>公募要領・契約書案</p>	<p>作業形態において記載はございませんが、準委任での作業で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>